

リフォーム専用：エコ住宅設備 高効率給湯機

省エネ住宅ポイント「対象製品証明書」と「納品書」の記入注意事項

省エネ住宅ポイント申請の高効率給湯機（エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、ハイブリット給湯機）の対象製品証明書には納品書を添付することが必要です。納品書は別紙を使用して記入してください。

対象製品の物流を明確にするため、販売会社、施工事業者、施工邸の名称・担当者などの記入が必要です。ガス事業者ショップなどで、機器の販売と施工を同じ会社で行う場合で、本社を販売会社とすることが難しい時は、販売会社としてショップの販売部門名までと責任者の記入、施工事業者及び納入先には工事部門名までと担当者を記入してください。

なお、販売・施工が一人で対応されるようなショップの場合には、メーカーの営業所や卸売業者から納品書を発行することとして下さい。

1. 施工事業者・施工邸、販売会社・納入先の記入

■対象製品証明書

施工事業者名	施工会社※1 と施工担当者氏名を記入して担当者押印
施工邸名	設置先の氏名、住所、施工完了日を記入

※1) 納品書の販売会社と同じ会社の場合は異なる部署名までと担当者名まで記入して区別すること（販売会社の部署は購買部又は営業部などの名称と責任者、施工事業者は工事部などの名称と担当者（納品書と同一））

■納品書

販売会社	販売会社※2、責任者押印
納入先	施工邸名又は施工事業者名※2、納品日を記入

※2) 機器の販売と施工が同じ会社の場合は異なる部署名まで記入して区別すること（販売会社の部署は購買部又は営業部などまでの名称と責任者、納入先の施工事業者は工事部などまでの名称と担当者（販売責任者とは別人）

2. 高効率給湯機の該当する機種へ「○」を記入。

誤記入があると省エネ住宅ポイント申請を受け付けないので注意すること

3. 製品型番

販売会社様は省エネ住宅ポイント事務局へ登録された「製品型番」を確認の上、納品書へ「製品型番」を正確に記入して納入先へ渡すようお願いいたします。（「製品型番」はすべてチェックされ、1文字でも誤記入があると申請を受け付けてもらえないので注意すること）

フリガナは必ず記入をお願いします（製品型番の文字確認のため）

4. 納品書の施工会社貼付欄

機器が納品され施工されたことの確認として次のどちらかを貼付してください。（ポイント申請書は公文書なので、誤って他の物件の写真や所有者票を使用することがないように十分注意すること）

- 本体銘板の写真（型式、製造番号など読めるように）
- 所有者票の表面（宛名が記載されている面）のコピー（販売事業者名など記入すること）

5. 対象製品証明書のブランド名

機器のブランド会社名を記入のこと（株などは省略する）

以上